

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）の概要について

1 改正の経緯

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土崩落による大規模な土石流災害が発生したことを受け、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が成立しました。

盛土規制法では、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになります。また、盛土等の工事を行う際は工事主の資力・信用、工事施行者の能力の審査等、災害防止のために必要な許可基準が設定されたほか、許可にあたって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知が要件化されるなど、盛土等の安全性の確保や災害防止に向けた規定がされています。

群馬県において盛土規制法の運用にあたり、群馬県宅地造成等規制法施行細則を群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に改正し、必要な事項を定めるものです。

2 改正の概要

- ・盛土規制法、同法施行令、同法施行規則で規定している内容の様式を制定
- ・許可申請等で提出を求める書類を規定
- ・盛土規制法改正にあたり不要となる条項の削除

3 施行予定時期

令和7年5月26日（盛土規制法の運用開始と同日）